

大和市立緑野小学校PTA規約

第一章 総則

第1条 本会は大和市立緑野小学校保護者と教職員の会とし、名称を『緑野小学校PTA』とする。

第2条 本会は学校の教育方針に協力し、家庭生活における児童の幸福な成長をはかり、地域社会と協力し、保護者に対する成人教育を高めることを目的とする。

第3条 本会は学校側の教育を本旨とする問題等についての参考資料は提出するが、学校の管理、人事に関与しない。

第二章 会員

第4条 本会の会員は児童の保護者および教職員とする。

第5条 会員はすべて平等の権利と義務を有し、会費を納める義務がある。

第三章 役員および会計監査委員

第6条 本会に次の本部役員（以下役員と呼ぶ）および会計監査委員をおく。

会長1名、副会長3名、会計2名、書記2名、会計監査委員3名をそれぞれ上限とする。

第7条 役員および会計監査委員の任務は次の通りとする。

- ① 会長は本会を代表し、会務を総括する。総会および運営委員会を招集する。
- ② 副会長は会長を補佐し、会長不在のときは、その代行をする。
- ③ 会計は本会の会計事務を処理し、予算および決算を総会に報告する。
- ④ 書記は本会の議事を記録し、文書の保管、各種会合の通知発送等、会務を処理する。
- ⑤ 会計監査委員は会計帳簿を監査し、総会に報告する。また、他の役員および委員を兼ねることはできない。

第8条 役員および会計監査委員の任期は1年とする。ただし欠員ができたときは、会長が後任を推薦し運営委員会の承認を得る。任期は残任期間とする。

第9条 役員および会計監査委員の選出は次の通り行う。

- ① 成人指名委員会は役員および会計監査委員の候補者（以下候補者と呼ぶ）を募集し、選出を行う。
- ② 成人指名委員会は選出した候補者を役員に報告する。
- ③ 役員は成人指名委員会と協力し、本会会員に、一定の意見申立期間を設けて、選出した候補者を書面にて報告する。

- ④ 役員および成人指名委員会は前項に規定された報告に係る意見申立に対して回答を行うものとする。なお、当該意見申立てが過半数に満たなかった場合は、当該候補者が承認されたものとみなす。
- ⑤ 意見申立てが過半数以上となった場合は、成人指名委員会は役員と協議の上、当該候補者に代わる候補者を選出し、再度第2項から第4項までの手続きを実施するものとする。
- ⑥ 本会会員に承認された候補者は、総会において確認を受けるものとする。

第四章 委員会

第10条 本会に次の委員会をおく。

- ① 校外委員会
- ② 学年広報委員会
- ③ 成人指名委員会
- ④ 特別委員会

第11条 ① 委員の任期は1年とする。

- ② 各委員会に委員長1名、副委員長2名をおき、委員の互選により選出される。(ただし特別委員会を除く。)
- ③ 特別委員会の正副委員長およびそれに同等する委員は、委員の互選により選出される。
- ④ 各委員会の運営については、細則で定める。

第12条 ① 委員長は委員会を統括し、事業を遂行する。

- ② 副委員長は委員長を補佐し、委員長不在のときは、その代行をする。

第五章 運営

第13条 総会は定期総会と臨時総会とし、定期総会は年1回以上とする。

臨時総会は運営委員会が必要と認めたととき、または会員の5分の1以上の請求があるときは開催することができる。

定足数は全会員の3分の1以上とする。ただし委任状を認める。

総会の決議は出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長が決する。

第14条 役員会は会長が招集し、会務の計画立案、事業の遂行について決議する。

構成は役員および学校長、教頭、教務とする。

第15条 運営委員会は事業を企画検討し、細則および地区割りの審議等、会務を処理する。構成は役員、各委員会の委員長、副委員長および学校長、教頭、教務、事務局の会計、書記とする。

第16条 会務運営のため学校に事務局を設け、次の教職員をおく。

会計1名（教職員） 書記1名（教職員）

第六章 会計

第17条 本会の経費は会費、事業収入および自発的な寄付をもって支弁する。

第18条 会費変更および会員または部外の者に対して寄付を求める場合は、総会の承認を得なければならない。

第19条 本会の会費は年額3,000円を上限とする。

第20条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

第七章 改正

第21条 この規約は、総会において出席者の2分の1以上の賛成によって改正することができる。ただし、可否同数のときは議長が決する。

付 則

この規約は昭和46年4月 1日から実施する。
この規約は昭和50年4月 1日から実施する。
この規約は昭和57年4月 1日から実施する。
この規約は昭和58年4月 1日から実施する。
この規約は昭和59年4月 1日から実施する。
この規約は昭和60年4月 1日から実施する。
この規約は昭和63年4月 1日から実施する。
この規約は平成10年4月 1日から実施する。
この規約は平成14年4月 1日から実施する。
この規約は平成15年4月 1日から実施する。
この規約は平成25年4月 1日から実施する。
この規約は令和 4年5月23日から実施する。
この規約は令和 6年4月 1日から実施する。